

令和元年度私立中学校等授業料軽減事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（茨城県内に小学校、中学校及び中等教育学校前期課程（以下「私立中学校等」という。）を設置する学校法人をいう。以下「学校法人」という。）が行う児童及び生徒（以下「生徒」という。）の授業料軽減の事業に対して、助成を行うことにより、私立中学校等に在籍する低所得世帯に属する生徒に対して、教育費負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱（平成29年4月1日文部科学大臣決定、平成30年7月1日一部改正）に基づき支援を行う。また、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第10条の規定に基づき、学校法人に対し、授業料軽減の事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象者及び補助額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象者	補助額
<p>学校法人が、私立中学校等に在籍する生徒に対して令和元年度に行う授業料に対する軽減の事業で、次の全てに該当する事業。</p> <p>1 7月1日時点で在籍する生徒を対象としていること（休学中の者は対象としない）。</p> <p>2 生徒の保護者等の所得金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（以下「判定額」という。）（保護者等が2人以上いるときは、その全員の判定額を合算した額。以下同じ。）が140万円未満であること。ただし、寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満とする。また、生徒の保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案すること。</p> <p>3 生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。</p>	<p>左の事業を行う学校法人</p>	<p>令和元年度において本来納付すべき授業料の額から、学校法人が授業料軽減を行った経費で別表1又は2に定める額を補助限度額とする。</p> <p>なお、学校法人が授業料軽減を実施するのに要する経費については、別表3に定める範囲内で補助対象とすることができる。</p> <p>※ 家計急変世帯については、別表4に定める額を補助限度額とする。</p>

補助対象事業	補助対象者	補助額
4 生徒の保護者等の資産保有額の合計が600万円以下であること。 5 生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること。 6 生徒の保護者等が、この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。 ※ 別表4に定める家計急変世帯に対して、令和元年度中の授業料の軽減を行う場合は、上記の要件は必須としない。		

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、令和元年度私立中学校等授業料軽減事業費補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等の通知)

第4条 補助金の交付決定の通知は、令和元年度私立中学校等授業料軽減事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。併せて、補助金受給資格の認定等の結果について、令和元年度私立中学校等授業料軽減事業費補助金受給資格認定通知(様式第3号)により通知する。

(申請の取下げ期間)

第5条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ令和元年度私立中学校等授業料軽減事業費補助金変更交付申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する補助事業の内容の変更に伴う決定の通知は、第4条の規定に準じ、令和元年度私立中学校等授業料軽減事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について令和元年度私立中学校等授業料軽減事業遂行状況報告書（様式第6号）により報告を求めることができる。

(支払)

第9条 知事は、補助事業者に対し、第4条及び第6条第2項の規定により決定した補助金の額を支給する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、令和2年3月31日までに令和元年度私立中学校等授業料軽減事業費補助金に係る実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 補助金の額の確定の通知は、令和元年度私立高等学校等授業料軽減事業費補助金確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(帳簿等の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

付 則

この要項は、令和元年6月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1（要項第2条関係）

○小学校、中学校及び中等教育学校前期課程における授業料軽減に対する補助

補助対象となる者の範囲	補助限度額	補助対象経費等
第2条の補助対象となる者	100,000円/年	学校法人が授業料の軽減を行った経費を対象とする。

別表2（要項第2条関係）

○中学校及び中等教育学校前期課程における授業料軽減に対する補助額加算

補助対象となる者の範囲	補助限度額	補助対象経費等
上記別表1の補助対象となる者で、学校法人が授業料（※）の軽減を行った額が100,000円を超える者	72,000円/年 (6,000円/月)	学校法人が授業料の軽減を行った経費を対象として、その額から上記別表1で補助する額100,000円を控除した額の10分の9の額。

別表3（要項第2条関係）

○学校法人が授業料軽減を実施するために要する経費に対する補助

補助対象経費	補助額
人件費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他	予算の範囲内の額。

別表4（要項第2条関係）

○小学校、中学校及び中等教育学校前期課程における家計急変世帯への授業料軽減に対する補助

区分	補助限度額	該当事由	生活困窮の程度																		
家計急変世帯	(1) 中学校・中等教育学校（前期課程） 29,750円/月	生徒の私立学校入学後等に、以下の事由により保護者等の収入が激減し、就学継続が困難となったとき。 ア 勤務する会社等からの解雇 イ 勤務する又は経営する会社等の経営状況の悪化 ウ 自ら経営する会社等の破産・倒産 エ 保護者の死亡、長期療養 オ その他	左記事由により、保護者等の総所得金額が以下の基準額以下となることが見込まれる者。 【世帯人数に応じた総所得金額の基準】（単位：万円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> <th>8人</th> <th>9人</th> <th>10人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>102</td> <td>137</td> <td>172</td> <td>207</td> <td>242</td> <td>277</td> <td>312</td> <td>347</td> <td>382</td> </tr> </tbody> </table>	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	102	137	172	207	242	277	312	347	382
	2人			3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人										
102	137	172	207	242	277	312	347	382													
(2) 小学校 31,000円/月	※ 既に上記別表1及び別表2における補助を受けている場合は、その額を控除した額とする。																				